

## 千葉県立生浜高等学校いじめ防止基本方針（全日制・定時制）

### 1 名称

「いじめ防止対策推進法」第22条に基づき、本校全日制及び定時制におけるいじめ防止等の対策のための組織として「いじめ防止対策委員会」（以下「委員会」と言う。）と称する。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

### 3 基本方針

本校は、すべての生徒及び教職員・保護者が「いじめ防止対策推進法」の内容を遵守し、「いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こり得る」という認識のもといじめを未然に防止し、その兆候を早期に発見し、いじめに関する事案については、学校は隠蔽や虚偽の説明等をすることなく、適切な対処をすることを基本とする。

### 4 委員会の構成

委員会は、校長、副校長、教頭、生徒指導部、生徒相談部、スクールカウンセラーその他校長が必要と認める者をもって構成する。

### 5 委員会の業務

委員会は、以下の業務について計画・立案を行い、いじめ防止に対して実務的な取組を行う。

- (1) いじめを未然に防止する体制及び啓発活動等への取組
- (2) いじめに関する相談体制の構築
- (3) いじめの状況把握
- (4) いじめを受けた生徒に対する支援・相談
- (5) いじめを受けた生徒の保護者に対する支援・相談
- (6) いじめを行った生徒に対する指導
- (7) いじめを行った生徒の保護者に対する助言
- (8) 専門的な知識を有する者等との連携
- (9) その他いじめの防止に関すること

### 6 いじめの未然防止

いじめ問題には、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、教職員全員が「いじめは、どの学校・どのクラス・どの生徒にも起こりうる」という認識を持ち、学校として生徒・保護者と連携し「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むことが基本である。⑨⑩

(1) 教職員の役割

ア 教職員は、日ごろから生徒一人一人の状況や精神状態の把握に努める。

イ 実態把握

教職員、特にクラス担任は生徒の人間関係の把握に努めるとともに、定期的に実態調査を実施する。

ウ 指導方法の工夫、改善

教職員が生徒を叱りつけたり、生徒によるいじめを助長しないように、指導の在り方について、不断に工夫・改善に努める。

エ 授業以外での教育活動においても、過度の勝利至上主義、競争意識等が生徒のストレスとなり、いじめを誘発する要因となることも、職員は意識する必要がある。

そのためには、「わかる授業の展開」「個人の成長を踏まえた部活動等」の指導に心がけることで、生徒一人一人の意欲が高めるように努める。

(2) 生徒の相互理解・支え合い・助け合う仲間づくり

学校の教育活動全体を通して、生徒が自分自身を価値ある存在と認め、「心の居場所づくり」への取組を推進する。

ア 自尊感情を高める授業や行事の実施

学校での教育活動全体を通して、生徒が自己の存在感を実感するとともに、他者と関わる機会を設け、それぞれの違いを認め合う仲間づくりができる環境を整備する。

イ 生徒の自発的活動の推進

生徒会等を活用し、「いのちを大切に作るキャンペーン」等でいじめ防止に取り組む運動を学校は支援する。

学校は、生徒会活動の活性化を図り、生徒自らが学校の運営に参画できるようにする。

(3) 人権を尊重し豊かな心を育てる取組

ア 人権教育の充実

いじめは「人の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを理解させ、人権意識の高揚を図る必要があることから、定期的に「いじめ」「人権教育」に関する内容を盛り込んだLHR等を実施する。

イ 道徳教育の充実

人間性豊かな生徒を育成するために道徳教育が大きな力を発揮することから、学校教育全体を通して、日常的に道徳教育の充実に取り組む。

ウ 各教科指導の中において、「人権」等の大切さについて指導を行う。

(4) 保護者・地域への働きかけ

PTAや開かれた学校づくり委員会を通して、いじめの実態や学校の指導方針について情報提供や意見交換を行う場を設ける。

また、いじめについての理解を促進するため保護者を対象とした研修会等を開催するとともに、ホームページや学校だより等を積極的に活用しいじめ防止に関する、広報活動を行う。

7 早期発見

早期発見が早期解決につながることから、早期発見のために、日頃から教職員と生徒との信頼関係を構築することが大切である。また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを踏まえ、生徒の小さな変化を敏感に察知し、早い段階から的確にかかわりを持ち、いじめを隠したりすることなく積極的に認知していく。

## (1) 実態調査

### ① 年間3回（7、11、1月）のアンケートの実施⑭

- ア 担任、副担任が同席し、落ち着いた雰囲気で見聞録で記入させる。
- イ インターネットやSNSを通じたいじめに関する質問事項も設けるとともに、いじめ相談窓口も明記する。
- ウ 教育相談週間を設けて生徒全員面談を実施する。

### ② 家庭との連携

「いじめ」があった場合に見られる生徒の特徴を保護者に示し、心配な点に関して相談できる校内窓口や外部の相談機関を明示する。

- ア 保護者面談時、及び長期休業（夏季休業、冬季休業）時の保護者宛て文書とともに「いじめの発見サインシート」を配布し、保護者と協力して未然防止に努める。

## 8 いじめに対する措置

発見した問題を軽視することなく、また、担当の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害を受けている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速かつ的確な指導を行うとともに、加害者に対しては人格の成長を旨とし教育的配慮の下毅然とした対応をとる。

## 9 重大事態の対応

### (1) 重大事態発生時とは

いじめにより、

- ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき  
(生徒が自殺を企図した場合等)
- イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき  
(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合等)
- ウ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

### (2) 重大事態が発生した場合の対応

- ア 発見者は直ちに、管理職（教頭・副校長・校長）に報告する。
- イ 校長は、重大事態発生の内容を県教委に報告する。  
県教委 学校安全保健課 危機管理担当 電話 043(223)4090
- ウ 校内に直ちに、いじめ対策委員会を招集し、県教委の指導を仰ぎながら重大事態の調査を行う。

### (3) 重大事態の状況や保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体で調査する場合もしくは県教委が主体となって調査する。

### (4) 調査を行う組織

県教委もしくは学校に、調査を行う組織を立ち上げる。その場合、関係者以外の第三者の参加を待って調査の公平性、中立性を確保するよう努める。

### (5) 事実関係を明確にするための調査

- ア 客観的事実を可能な限り組織的かつ速やかに調査する。その際、因果関係の特定を急ぐことはしない。
- イ 調査に際しては積極的に資料を提供するものとする。
- エ 調査結果については、その結果を重んじ主体的に再発防止に努める。

## 10 教職員の研修地域等その他の関係機関との連携

委員会は、いじめに対応するため毎年研修を計画し、職員のいじめに関する知識の醸成と人権意識の向上を図るものとする。

#### 1.1 基本方針の取り扱い

- (1) この基本方針は、本校HPに掲載し学校の姿勢を広く関係者に示すものとする。
- (2) 委員会は、毎年定期的に教職員・生徒等から幅広く意見を聴取し、基本方針等の内容を再検討し、生徒の実態や社会情勢に即した内容に変更するものとする。また、基本方針に関する基本的な理念及び学校の姿勢について全職員で共通理解を示し、変更するものとする。
- (3) いじめに関して、学校評価委員会の調査項目に盛り込んで、生徒・保護者・職員・その他学校関係者による評価を行い、評価内容を参考に改善に努める。
- (4) 基本方針作成に伴い、校内生徒指導の規定について検討し、これを生徒・保護者へ周知する。